

第4号様式（第4条関係）

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年10月11日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月4日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
 なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	過去5年間における神奈川県警の速度違反による検挙件数。ただし、速度超過の類推および車両の区分がわかるものであること。 国道16号線下り車線のうち、磯子区役所前信号から磯子中央脳神経外科病院前付近まで区間。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 道路交通法違反検挙状況の統計は、警察署単位で作成している行政文書ですので、公開請求に係る特定場所における行政文書は、作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年10月11日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月3日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	過去5年間における神奈川県警の速度違反による検挙件数。ただし、速度超過の類推および車両の区分がわかるものであること。 国道357号線下り車線のうち、ヘンケルジャパン前（横浜市磯子区新磯子町27-7）からIHI横浜事業所NPH工場前（横浜市磯子区新中原町1番地）までの区間。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当（理由） 道路交通法違反検挙状況の統計は、警察署単位で作成している行政文書ですので、公開請求に係る特定場所における行政文書は、作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年10月11日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月3日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	過去5年間における神奈川県警の速度違反による検挙件数。ただし、速度超過の類推および車両の区分がわかるものであること。 国道357号線下り車線のうち、木村団地入口信号からファミリーマート幸浦二丁目店前（横浜市金沢区幸浦2丁目1-20）までの区間。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 道路交通法違反検挙状況の統計は、警察署単位で作成している行政文書ですので、公開請求に係る特定場所における行政文書は、作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年10月11日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月3日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	過去5年間における神奈川県警の速度違反による検挙件数。ただし、速度超過の類推および車両の区分がわかるものであること。 国道357号線下り車線のうち、東富丘信号から県立病院前信号まで区間。
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 道路交通法違反検挙状況の統計は、警察署単位で作成している行政文書ですので、公開請求に係る特定場所における行政文書は、作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。